

第6章 保存（保存管理）

1 保存の現状と検討項目

現状では、史跡地のほぼ全域に当たる約 12,500 m²を公有地化し、西東京市が管理団体として、史跡地内の現状の維持、遺物・遺構の保護に当たっている。

【現状】

- ・ 史跡の本質的価値を継承するためには、西集落全体の保護が必要であるが、現状では史跡指定地はその一部となっている。
- ・ 出土品や調査記録が分散して収蔵されており、一括した管理ができていない。
- ・ 調査資料の一部に、未整理・未報告のものがある。
- ・ 追加指定地など、現在の下野谷遺跡公園から離れた場所に所在するものがある。

【検討項目】

- ・ 西集落の構造等の把握はできているが、明確な範囲、詳細な内容を明らかにするために、引き続き調査が必要である。
- ・ 本質的価値の一つである双環状集落を西集落とともに構成する東集落に関しては、保存を視野に入れ、継続して試掘・確認調査などを行い、その全体的な様相を明らかにすることが望ましい。その際、学術上又は歴史上価値の高い遺構が確認された場合は、史跡としての指定を検討する必要がある。
- ・ 住宅地にあるため、管理状況が住民の日常生活に影響を与える可能性がある。

2 保存の方向性 *水とみどりに育まれた縄文のムラの保存と継承

(1) 本質的な価値を構成する要素の確実な保存

史跡下野谷遺跡の本質的価値を確実に保存するために、西集落全域の保存を目指して土地所有者等の史跡保護への理解を得られるように努め、追加指定並びに公有地化を図るとともに、史跡地周辺地域も含めた地区区分を設定し、現状変更や保存に影響を及ぼす行為等（以下「現状変更等」という）の取扱基準を作成する必要がある。

(2) 価値の保存のための調査・研究の推進・継続

① 保存・管理を目的とした調査の継続

史跡の確実な保存のためには、史跡の内容を確実に把握しなければならない。そのため、保存・管理を目的とした調査を継続して進めることが必要である。

② 調査・研究を推進し、新たな価値を見出す

国史跡とは、国の歴史や文化を知る上で重要な遺跡であり、史跡下野谷遺跡も国史跡として、縄文文化をはじめとした歴史文化の解明に役立つことが求められる。そのため、市教育委員会は主体的に継続した調査・研究や既存資料の再整理等を行うとともに、幅広く他の研究機関とも連携を図り、縄文時代や人類史の新知見など、史跡の新たな価値を見出していくことが重要である。さらに、それらの価値や魅力を広く発信することにより、史跡の価値が認知され、史跡を誇りとする意識の醸成が図られる。

③ 継続的な保存・管理のための施設の整備

調査・研究成果の発信、また、地域資源としての活用などの拠点としてだけでなく、史跡の継続的な保存・管理にも資する地域博物館等の施設の設置について検討する必要がある。

④ 出土品等の整理と適切な収蔵・保管

継続的な調査・研究のためには、出土品や既存資料の整理を進め、未報告のものに関しては適切に報告するとともに、出土品を適切に保存・管理するための収蔵システムや施設についても検討する必要がある。

(3) 周辺の文化財等との一体的な保存 ～「ふるさと西東京市」の意識と文化財の保護～

西東京市文化財保存・活用計画では、武蔵野台地を拓いて豊かな生活を目指し、努力や工夫を重ねてきた人々の多様な歴史文化を知り、そこから学ぶことによって、その魅力や価値を自らの地域の誇りとし、「ふるさと西東京市」という意識に支えられた豊かで安定した現在の暮らしを、より輝くものにしていく姿を示している。

また、史跡という歴史文化をつなぐ貴重な文化財をその単体としてのみではなく、地域の歴史、文化、自然、景観等の様々な地域資源とともに、それを支える人などの周辺環境も含め一体的に活用・整備し、新たな価値付けを行いつつ保存する方向性についても示している。

(4) 行政と市民の連携による保存・管理

史跡の価値を共有し、地域のかげがえのないものであるといった意識を持ち、地域住民の生活と史跡が共存できるよう、史跡候補地内の土地所有者の理解を求めながら、行政と市民が連携した保存・管理を進める必要がある。

3 保存・管理の方法

(1) 保存の基本方針

西集落(史跡指定地及び指定候補地)を確実に保護し、史跡の本質的価値を将来にわたり守り、伝えるとともに、東集落並びに周辺の景観など史跡の本質的価値を補完する要素に関しても価値を損なわない方策を検討するため、以下のとおり、地区区分を行い、それぞれの現状変更などの取扱方針を示すとともに、関係者の史跡保護への理解が得られるよう努めていく。

(2) 地区区分

史跡指定地内及びその周辺地域を地区区分し、それぞれの地区に応じた現状変更などの取扱方針を定め、保存・管理を進めることとする。

なお、図 34 に図示した地区区分の範囲や分けは、例えば B 区で追加指定の手続が整った土地は史跡指定地として A 区に変更されるなど、追加指定や遺跡の内容確認調査によって随時変更されるものである。

現状変更に関しては、文化財保護法にのっとり、史跡指定地内(A区)においては許可制として、原則として史跡の保存・活用を目的とする以外の現状変更は認めないこととする。ただし、史跡整備や地域住民の生活の維持に関わることなどは、詳細な協議及び検討を要する部分がある。

また、下野谷遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地(B・C区)に関しては、届出制とする。西集落の範囲に当たる追加指定を目指す地区(B区)については、今後保護を要する範囲として公有地化を視野に入れ、土地所有者等の協力を仰ぎ、積極的に保護を進めるものとする。

なお、C区の一部にある東集落域については、西集落とともに双環状集落を構成することで史跡の本質的な価値に関わることから、保存を視野に入れ、継続して試掘・確認調査などへの協力を求め、その全体的な様相を明らかにすることが望ましい。その際、学術上又は歴史上価値の高い発見があった場合には史跡としての指定を検討する必要がある。

さらに、周知の埋蔵文化財包蔵地の周辺地域に関しても、遺跡の範囲確認のための調査協力を求め、調査等の結果によっては、可能な限り現状保存に向けた協議と調整を求めていくほか、景観の保全についても協力を求めていく。

なお、現在西集落の位置する下野谷遺跡の西半部の地域は、第1種低層住居専用地域に指定されているが、史跡の保護を考えると、これを維持することが望ましい。



図 34 地区区分

（3）地区ごとの現状変更の取扱基準並びに開発等への対応基準

対象地区を以下のとおり区分し、それぞれの地区ごとの取扱基準を定める。

- A区 史跡指定地の範囲（西集落の一部）
- B区 今後保護を要する範囲（西集落の範囲のうちA区以外）→ 追加指定を目指す範囲
- C区 周知の埋蔵文化財包蔵地（東集落を含む。下野谷遺跡全体のうちA・B区以外）
- その他 周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接する周辺地域

① A区の現状変更の取扱基準

A区は、文化財保護法（第109条第1項）によって史跡に指定された地区である。

史跡の本質的価値を構成する要素である遺構・遺物・遺跡立地を確実に現状保存することを第一義とする地区であるため、原則として史跡の保存・活用を目的とするもの以外は現状変更を認めないこととする。ただし、既存の建造物の建替えや、公益性を有するガス、水道、電気設備などの地下埋設物や工作物、道路等に関しては、遺構に影響を与えない範囲で認める場合がある。

また、遺跡の保護を目的とし、内容の究明や整備のための発掘調査を必要に応じて実施するほか、史跡の価値を高める整備に関しては、本質的価値を損なわない範囲で積極的に推進する。

なお、現状変更等を行う場合は、文化財保護法第125条の規定により、文化庁長官あてに現状

変更許可申請を提出し、許可を得ることが必要である。ただし、文化財保護法施行令第5条第4項により、その一部は西東京市教育委員会に許可権限が移譲されている。

現状変更の許可申請区分等に関しては、表9に示す。

表 9 A区取扱方針

項目		取扱方針	土地 所有
史跡整備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の本質的価値を損なわない範囲で、積極的に価値の共有のための整備を進める。 ・ 整備に係る要素の取扱方針は、以下に準ずる。 ・ 整備後に関しては、史跡の保存・活用に必要な維持の範囲で、現状変更を認める。 ・ 史跡範囲の拡大による再整備については、史跡の価値をより高めるためのものとし、史跡の本質的価値を損なわないことを第一義に検討する。 	民有地 公有地
土地の改変		<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの以外は原則として認めない。 	
工作物	電柱、柵、説明板、遺構等展示物など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規工作物の設置に関しては、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの以外に関しては原則認めない。 ・ ただし小規模なものうち、遺構に影響のないものに関しては認める。 ・ 補修に関しては、維持管理上必要な場合、史跡に影響の少ない軽微なものに限り認める。 ・ 除却に当たっては、遺構への影響が最小限にとどまるよう留意して行う。 	
建築物	住宅、物置など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築は、史跡の保存・管理、整備・活用に関わるもの以外に関しては原則認めない。ただし、既設建築物と同範囲で、新たに地下埋蔵物に影響を与えない範囲での新築は認める。 ・ 増改築は史跡の本質的な価値を損なわず、遺構に影響のない範囲で認める。 ・ 補修に関しては、維持管理上必要な場合、史跡に影響のない範囲のものに限り認める。 ・ 除却に当たっては、遺構への影響が最小限にとどまるよう留意して行う。 	

項目		取扱方針	土地 所有
道路	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・新設、拡張は、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの以外は原則として認めない。 ・維持管理のための補修は、遺構に影響のない範囲のものに限り認める。 	民有地 公有地
埋設 設備	電気、 給水、雨水 排水、汚水 など	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理上必要な行為以外は認めない。 ・遺構への影響がある改修は認めない。 ・史跡整備に伴う移設は、遺構への影響が最低限となる範囲で検討する。 	
植栽	高木、中低 木、地被な ど	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の伐採、補植は、遺跡の価値を保全、又は高めるために必要なもの及び、維持管理上必要なもの以外は原則認めない。 ・根の伸張により遺構へ影響を与えるおそれがある樹木は、伐採を認める。 ・樹木の移植は、遺構へ影響を与えるおそれがあるものは認めない。 ・整備に際しては、本質的価値を有しないものに関しては除却を検討する。 	

② B区の開発等への対応基準

B区は、西集落の範囲内であり、土地所有者等から史跡保護に対する理解を得るように努め、今後史跡への追加指定を目指す地区である。

範囲確認調査や研究の進展により、現在集落範囲としてその性格が比較的明確な地区であり、原則として文化財保護法第93条・94条による届出・通知の取扱いの範囲であるが、開発に対しては史跡指定地に準ずる重要地点として扱い、公有地化も含めた積極的な保存の措置を行う地区である。また、遺跡の内容の究明など保存を目的とした発掘調査を必要に応じて実施していく地区である。

表 10 B区取扱方針

項目	取扱方針	土地所有
宅地、道路、崖線など	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者と調整を図りながら史跡指定を目指し、事案に応じて公有地化を図る。 ・特に崖線沿いの緑地に関しては、積極的に協議を行い、追加指定を目指す。 ・現状を維持する場合には、維持・管理に際して遺構を保存する協力を求める。 ・開発行為や宅地の改修、地下に影響を大きく与える行為等、土木工事が計画された場合は文化財保護法第93条・94条による届出及び通知により遺構に対する影響について確認し、協議を行う。 その上で必要に応じては、試掘・確認の発掘調査を行い、遺構の状況と計画による影響の度合いを確認し、遺構に影響のある場合は、所有者に計画の変更等保存に対する協力を求める。その際、追加指定、公有地化も協議する。 ・史跡の本質的な価値を損なわない景観の保持に関する協力を求める。 ・原則として遺構の確認のための発掘調査を実施するほか、遺跡の内容究明のための発掘調査も必要に応じて実施する。 	民有地 公有地

③ C区の開発等への対応基準

C区は、これまでの調査などで地下に埋蔵文化財が存在していると考えられ、文化財保護法の規制などがかかる「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼ばれる区域であり、史跡の範囲の拡大の可能性や重要遺構の有無を確認する地区である。

そのため、原則として、文化財保護法 93 条・94 条による届出・通知の取扱いの範囲であるが、開発においては、発掘等の実施について調整し、調査の結果に応じて所有者と保存のための協議を行い、遺跡の保護についての協力を求める地区である。特に、東集落に関しては、下野谷遺跡の特徴である双環状集落を構成する要素として、史跡である西集落の価値を継承するためには欠かせないものであるため、保存を視野に入れ、継続して試掘・確認調査などを行い、その全体的な様相を明らかにするとともに、史跡の本質的な価値に関わる学術上又は歴史上価値の高い発見のあった場合には、史跡としての指定を検討する必要がある。

また、史跡に隣接して予定されている計画道路の建設に関しては、史跡と共存し、価値を高めるものになるよう考慮して行う。

表 11 C区取扱方針

項目	取扱方針	土地所有
宅地等 学校 大学 道路 崖線など	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為や宅地の改修、地下に影響を大きく与える行為等、土木工事が計画された場合は文化財保護法第 93 条・94 条による届出及び通知により遺構に対する影響について確認し、遺跡の保護を念頭に協議を行う。 そのうえで、必要に応じた試掘・確認の発掘調査を行い、重要な遺構等の発見された場合には、所有者に計画の変更等保存に対する協力を求める。 ・東集落域に関しては、学術上、特に積極的に保護についての協力を求める。 ・史跡の本質的な価値を損なわない景観の保全に関する協力を求める。 ・史跡に隣接する計画道路に関しては、史跡と共存し、価値を高めるものになるよう考慮して行う。 	民有地 公有地

④ その他 遺跡の隣接地域等周辺地域への対応基準

遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）の隣接地域に関しては、下野谷遺跡の範囲確認のための発掘調査等の協力を得られるよう積極的に努めるほか、遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて行う地区である。その中で、重要な発見のあった場合には、所有者と保存のための協議を行い、遺跡の保護を求めるものとする。

また、史跡を保護することを目的とし、史跡の立地する地形や景観等の保全について協力を求めていく地区である。

表 12 A区（史跡指定地）現状変更許可申請区分とその行為の内容

許可申請区分と関連法		行為の内容		想定される行為の例
文化庁長官	文化財保護法第125条	下記以外の行為	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の日から50年を経過している建築物等の増・改築および除却 ・既存の建築物の同範囲内での新たに史跡に影響を及ぼさない、建築物の新築 ・必要最小限度を超えて土地の形状変更を伴う行為 ・現状の景観に大きな影響を及ぼす行為 ・史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす行為 ・発掘調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の増・改築 ・史跡整備に伴う工作物の設置 ・切土、盛土などを伴う土地改変 ・史跡整備のための植樹 ・遺跡の保存目的の発掘調査
西東京市教育委員会	文化財保護法施行令第5条第4項	軽微な現状変更	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以内の期間を限って設置される小規模建築物^{*1}の新築、増築・改築 ・工作物(建築物を除く)の設置もしくは改修(設置から50年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの)。 ・既設道路の補修(土地の形状変更を伴わないもの) ・史跡管理に必要な施設^{*2}の設置、改修 ・電柱、電線、ガス管、水管、下水管その他、これらに類する工作物の設置または改修(土地の形状変更が最小限度のやむをえない程度を超えないもの) ・木竹の伐採 ・建築物等(設置から50年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの)の除却。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設プレハブ等の設置 ・既存フェンスの改修 ・道路の舗装や修繕 ・史跡の説明板、柵等の設置、改修 ・既設のガス管、水道管の差しかえ ・景観に大きく影響を与えない範囲での樹木等の伐採(伐根等土地の改変を伴わないもの) ・木道の改修
許可申請不要	文化財保護法第125条但し書き	維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡がき損、衰亡している場合の復旧、その拡大を防ぐ応急措置、復旧が困難な場合の除去等 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の損壊箇所への盛土による保護や土のうの設置など
	文化財保護法第125条但し書き	非常災害のために必要な応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時、若しくはその発生が予測される場合に緊急的に取られる応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩れの土砂の除去 ・倒壊した工作物の除去 ・倒木等の伐採・除去 ・地下埋設管の緊急的措置
	文化財保護法第125条但し書き	保存に及ぼす影響が軽微である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な維持管理 ・既存建築物等物の維持管理(土地の改変を伴わないもの) ・植栽の維持管理(土地の改変を伴わないもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な枝の除去、剪定、草刈り等 ・案内板などの色塗り等の補修 ・簡易な案内板の設置 ・資材等の仮置き

* 1 小規模建築物は、階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造または鉄骨造の建築物であって、建築面積(増・改築では、増・改築後の面積)が120㎡以下のものを指す。

* 2 文化財保護法第115条に規定されるもの

表 13 A区（史跡指定地）における現状変更の内容別許可区分

項 目	取扱基準内容	備 考	許可区分	
建築物	新築	原則として現状変更を認めない。ただし、既設建築物と同範囲で新たに地下遺構に影響を与えないものにおいてのみ認めるものとする。		文化庁
	増築・改築	地下遺構への影響がなく、史跡の景観が配慮される場合、また史跡整備において史跡の価値が向上する計画において認めるものとする。	市の許可区分に合致しないもの	文化庁
			設置期間が2年を越えない小規模なもの	市
	維持管理	日常的な管理、簡易的な補修(外壁または屋根の塗装などの小規模な修繕、内装および屋内諸設備の補修及び修繕)は許可を要しない。		不要
除却	土地の形状変更を最小限度にとどめるかたちで認める。	市の許可区分に合致しないもの	文化庁	
	土地の形状変更を最小限度にとどめるかたちで認める。	建築から50年を経過していない小規模なもの	市	
工作物	設置	原則として現状変更を認めない。ただし、地下遺構への影響が配慮され、史跡の価値が維持向上する計画において認めるものとする。	市の許可区分に合致しないもの	文化庁
			設置期間が2年を超えない小規模なもの	市
	改修	地下遺構への影響がなく、史跡の景観が配慮される場合、また史跡整備において史跡の価値が向上する計画において認めるものとする。	市の許可区分に合致しないもの	文化庁
			設置期間が2年を越えない小規模なもの	市
維持管理	日常的な管理、簡易的な補修(外壁または屋根の塗装などの小規模な修繕、内装および屋内諸設備の補修及び修繕)は許可を要しない。		不要	
除却	土地の形状変更を最小限度にとどめるかたちで認める。	市の許可区分に合致しないもの	文化庁	
	土地の形状変更を最小限度にとどめるかたちで認める。	建築から50年を経過していない小規模なもの	市	
植樹・植栽	植樹	新たな植樹は崖線の法面保護や植生復元、史跡整備に必要なものを除いて、遺構の保護上原則として認めない。必要な植樹に際しては、地下遺構に影響のないよう図つたうえで、史跡の価値が維持向上する計画において認める。		文化庁
	植栽	低木や草花の植栽に関しては、地下遺構への影響がないものに関しては許可を要しない。		不要
	伐採	史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採は、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮した計画のみ認める		市
	抜根・整地	史跡整備に伴う抜根については、地下遺構に影響のないよう図つたうえで、史跡の価値が維持向上する計画において認める。		文化庁
	日常管理	日常的な草刈等、土地の改変を伴わない植栽の維持管理については許可を要しない		不要
土地改変	地形の改変	史跡整備を含む文化財保護のための地形の変形を除き、地形の大幅な変更は原則認めない。(天地返し・盛土、整地など)		文化庁
	維持の措置	史跡がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき、または、き損・衰亡の拡大を防止するための応急処置をとるときは、許可を要しない。		不要

項 目		取扱基準内容	備 考	許可区分
埋設設備等	新築・改修	原則として新築は認めない。公共・公益上必要な地下埋設物は、既設の差し替えなど、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮する。	規格・規模・位置の変更を伴うもの	文化庁
			規格・規模・位置の変更を伴わないもの	市
畑	営農	果樹・植木の植替えおよび広範囲にわたる植替えに伴う現状変更は、地下遺構に影響を与えないことを条件に認める。現在の状態を継続する限りは、許可を要しない。	果樹・植木の植替えおよび広範囲にわたる植替え	文化庁
			現在の状態を維持するもの	不要
道 路	移設・拡幅	原則として現状変更を認めない。ただし、地下遺構への影響が配慮され、史跡の価値が維持向上する計画において認めるものとする。	土地の形状変更を伴うもの	文化庁
			土地の形状変更を伴わないもの	市
	修繕・補修	公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。	土地の形状変更を伴うもの	文化庁
			土地の形状変更を伴わないもの	市
維持管理	日常的な管理、簡易的な補修(路面の表層打ち替え・補修、街灯などの清掃・保守点検)や破損・劣化による部分的な取り替えは、許可を要しない。		不要	
史跡整備	建築物の新築	史跡の整備に必要な建築物の設置に関しては、史跡の本質的価値を損なうことなく、遺構に影響のないよう図ったうえで、史跡としての価値を高めるものに関しては認めるものとする。		文化庁
	工作物の設置	史跡の整備に必要な工作物等の設置に関しては、史跡の本質的価値を損なうことなく、遺構に影響のないよう図ったうえで、史跡としての価値を高めるものに関しては認めるものとする。	市の許可区分に合致しないもの	文化庁
			設置期間が2年を越えない小規模なもの	市
	伐採	史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採は、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮した計画のみ認める。		市
	抜根・整地	史跡整備に伴う抜根については、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、史跡の価値が維持向上する計画においてのみ認める。		文化庁
法115条第1項に定められた工作物の設置	史跡標柱・説明板など跡整備に必要な設備の設置は、遺構に影響のないよう図ったうえで認める。		市	

4 追加指定についての方針

史跡に隣接する、西集落を構成すると想定される範囲（B区）においては、これまで大規模な開発が行われておらず、環状集落の一部が良好に保存されている。史跡の本質的価値を継承していくためには西集落全域の保護が必要であり、B区については、今後保護を要する範囲として土地所有者をはじめとする関係者の理解と協力のもと、同意を得ながら、適宜、史跡の追加指定の進め方を進めていく。

C区に関しては、文化財保護法 93 条・94 条に基づく対応を図るものとする。東集落の区域に関しては、史跡の本質的な価値に関わるものであることから、保存を視野に入れ、継続して試掘・確認調査などを行い、その全体的な様相を明らかにすることが望ましい。その際、学術上又は歴史上価値の高い発見があった場合には、史跡としての追加指定を検討する必要がある。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地の周辺地域に関しては、調査に協力を求め、重要な発見があった場合には、所有者と保存のための協議を行っていく。

5 史跡指定地の公有地化についての方針

史跡の保存、活用及び整備の観点から、将来的には史跡指定地全体を計画的に公有地化することが望ましく、今後の活用・整備の方向性を踏まえ、土地所有者をはじめとする関係者の理解を得ながら、追加指定と公有地化を図る必要がある。

6 史跡指定地の保存・管理における連携

史跡指定地の保存・管理では、関連する分野との連携・協力が重要であり、関連部署と施策内容等について、調整・連携を図り、全庁的な取組を推進する必要がある。

また、取組を幅広く進めるためには、市民・地域・市民団体等との連携・協力を図ることは重要であり、市民活動団体を育成・支援する取組を検討する必要がある。

7 出土品の保存・管理

出土品の適切な維持・管理や継続的な調査・研究を進めるためには、現在分散して収蔵されている出土品や調査記録を一括管理することが重要であり、出土品のデータベースなどの管理システムの構築・収蔵施設の整備について、検討する必要がある。

8 史跡と周辺環境の一体的な保全

西東京市文化財保存・活用計画では、文化財の保存についての基本的な考え方として、地域の文化財をその他周辺環境などと一体として捉え、保存・活用を進める方向性を掲げている。したがって、史跡の本質的価値に深く影響を与える石神井川やその崖線部の景観、また、双環状集落を構成する東集落については、史跡と一体化した保全や活用を検討することが重要である。